危険

ルールを無視した ペダル付き 電動バイク

ペダル及びモーターを
備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの

- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの

自転車ではなく、一般原動機付自転車又は自動車です!!

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、**一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール**（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）**が適用されます。**

公道を走行するために必要なこと

Check 01
一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許

Check 02
ブレーキランプ、ウインカー、バックミラー等の備付け

Check 03
ナンバープレートの取付け・表示

Check 04
自動車損害賠償責任保険（共済）への加入

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

交通ルールを守って
つながる笑顔

ルールの無視は罰則の対象です！

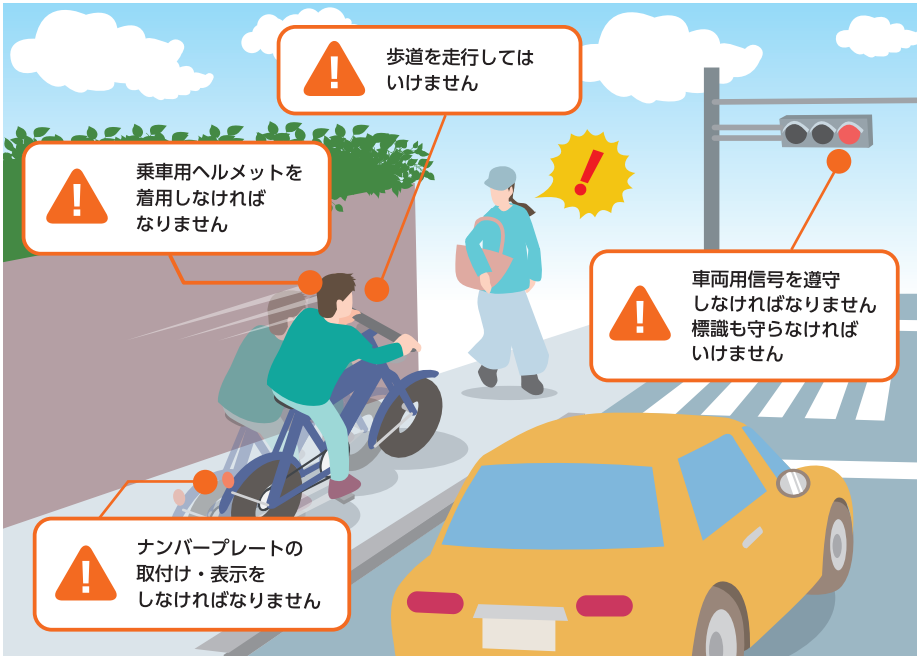

保安基準に適合しなければなりません

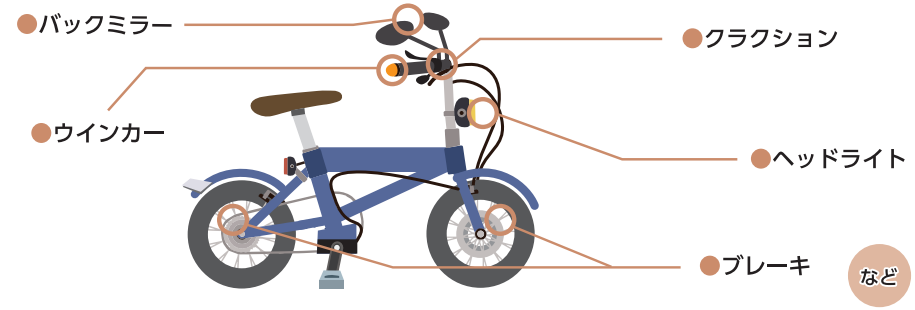

自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用（購入）する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。

TS マーク

型式認定を
受けているものはこちら